

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 平成30年 8月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 平成30年 8月 7日
3. 開会の日 平成30年 8月20日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 8名 蛭子 一 委員・大坂 秀美 委員
谷川 英昭 委員・稲田 直樹 委員
宮本 政文 委員・石川 浩 委員
吉井 繁信 委員・池田 香代子 委員
8. 欠席委員数及び氏名 0名
9. 通知した会議の目的たる事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書（町許可分） 1件
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
菅 節子 谷川 大道
菅 崇子
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 1件
申請人 池田 繁己
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 1件
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
金沢 トヨ子 三木 シゲ子
 - 議案第4号 その他
10. 開 会 午前 9時31分
11. 閉 会 午前10時 1分

午前9時31分 開会

○蛭子会長 おはようございます。

定例の農業委員会、ただいまから開催したいと思います。

朝夕はめっきりと秋らしくなってまいりましたが、日中まだまだ暑いですから、きょう農業委員会のこの案件が終わり次第、車で田んぼを回って、見てまいります。耕作放棄地の調査に出かけますので、ひとつ御協力をよろしく願いいたします。

署名人ですが、本日の署名人は池田さんと大坂さん、よろしく願いいたします。

それでは、議案に沿って第1号議案、事務局のほうから。

○事務局 それでは、第1号議案でございます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請ということで、農業委員会受け付け平成30年7月31日、申請地、長縄手573番、574番、575番、台帳上も田、現況も田ということで、面積が899、819、945、譲り渡し人のほうが宇多津町1986番地、菅節子様、それから神戸市北区有野台6丁目17番の5、菅崇子さん、2名でございます。譲り受け人のほうが宇多津町3374番地3、谷川大道さんでございます。権利の種類ですけど、所有権移転ということで、3ページが位置図、4ページが詳細図でございます。

一応、農地として購入するということになっております。全面積を足しますと、3030アールを超えるということ。

○蛭子会長 えっ、2,000何ぼやろ。

○宮本委員 2,000やろ。

○蛭子会長 2,000……。

○事務局 いや、それに買うんで、お父さんの名義の分も一緒に入りますんで、うちは3段をクリアしないと田んぼ買えないんで。

○蛭子会長 うん、ああ、ああ、ああ。

○事務局 一応それはクリアするということで。

○蛭子会長 お父さんの分を入れて。

○事務局 はい、はい、そうです。

○蛭子会長 この面積3つ足したら何ぼになる。

○事務局 3つでね……。

○大坂委員 2,600……。

- 宮本委員 2, 6 6 6。
- 事務局 2, 6 6 6。
- 大坂委員 うん。
- 蛭子会長 2, 6 6 6。
- 事務局 地図のほうにはね。
- 蛭子会長 うん、うん、書いとる。
- 蛭子会長 ああ、書いとんか。
- 事務局 はい、はい。
- 蛭子会長 ああ、はい、ごめん、うん。
- 事務局 うん。
- 蛭子会長 ということで、今御説明がございました。

谷川さん、農業委員の英昭さんと親子関係になります、息子さんになります、大道さんが。谷川さん、退席していただいておりますので、するようになつとるんで、議論なんか、意見ございましたら、どうぞ。田んぼから田んぼへいくということです。

ございませんか。

何か言うてくれんなら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 蛭子会長 いいですか。
- 宮本委員 はい。
- 蛭子会長 そしたら、谷川さん。
- 事務局 いいですか。
- 大坂委員 うん。
- 蛭子会長 ほんなら、谷川さん、今の議案どおりオーケーです。
- 谷川委員 そうですか。どうもありがとうございました。
- 蛭子会長 それでは、第2号議案、お願いします。
- 事務局 第2号議案ですけども、農地法第4条第1項の規定による許可申請、これは香川県知事許可分になります。

農業委員会受け付け平成30年8月2日、所在地、長縄手807番6、地目、田、現況も田ということで、面積が286平米、申請人のほうが宇多津町2092番地、池田繁己様で、新築の自己住宅ということで、農転目的としては農家用住宅ということで、自分の

家をそこに再度建てるということで、分筆をされております。場所については5ページ目が位置図、それから6ページ目が詳細図になります。

この分の西側のところに家が1軒あるのは息子さんの家で、これも多分何年か前に農転がかかった分で、今回これは面積はわからないんですけども、東側に関しては農地として残すということになっておりますので、分筆も最終的にしておりますので、残る農地面積が457平米ほど田として残るようになります。807番の1という形で残るようになります。

それから、あとは意見書、水利のほう、それから土地改良のほうも判を全部据えております。

以上でございます。

○蛭子会長 ということ、本人の田んぼへ本人の家を建てるということなんで、今金井さんのほうからも言われましたように、長縄手のほうも了解をしております。

御意見ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 そしたら、議案どおり処理するというので。

それでは、議案第3号、お願いします。

○事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請ということで、これは香川県知事許可分になります。

農業委員会受け付け平成30年8月3日、所在地が大字東分池ノ内1985番2、地目に関しては、台帳上、田ということで、現況は宅地でございます。面積が79平米でございます。譲り渡し人のほうが坂出市川津町5658番地14、金沢トヨ子様、譲り受け人のほうが宇多津町大字東分1984番地2、三木シゲ子様で所有権移転ということになります。これに関しては位置図が7ページ、詳細図が8ページになります。

なお、これに関しては、もともと金沢トヨ子さんのほうが農家をされておったと。地目上、宅地と言うたのは、そこに200平米以内の農家用倉庫を建てておるものですから、現況としては宅地という形になっております。

ということが御説明と、それから金沢さんに関しては、皆さんも御承知の方も何人かおられると思うんですけども、その横の部分を全体的に金沢さんが大東建託さんに売って、もう造成をしておると。ほなもう、宇多津に田んぼがないと、倉庫だけ残しとると。ほんで、この三木シゲ子さんに関しては、妹さんに当たるんです。ほんで、自分が家の前にち

ようどおるんで、そこも倉庫も使わせてというお話が兄弟でできてるみたいなんで、今回5条申請という形で出てきております。

これは当初から、大東建託のときから話があったんです。一緒にしてもええんかなというけど、いや、それはだめやということで、1年以上は県とも協議して、1年以上置いてくれというお話をしておったんで、今回出てきたと。

○蛭子会長 ということで、御意見、地元のほうどうなん。

○宮本委員 うちの問題ないです。説明させていただきます。

現況を見てきましたらば、今事務局のほうから説明があったとおりなんで、特に水利のほうから話がありましたんで、私が話がありましたんで、隣地に農地がありますんで、そちらさえオーケーであれば問題ないよということで、地元水利、私、理事を含めそういう話でまとまっております。だから、境界とか水利関係の話が何かあればオーケーですよということで、水利総代の判もあると思います。

あと、隣地の承認なんかありますか、ありませんかね、隣地同意だとか。

○事務局 隣地同意はついてないですね。放流同意だけですね。

○宮本委員 ちょっと私気になったのは、納屋らしき中にシャッターがついてますね。私は、家のどういう趣旨のものかわからなかったんですけど、普通一般的にいうと10平米以上超える建物であれば建築確認申請というのが要るはずなんですけど、面積からいっても当然超えてるなど。過去の経緯はわかりませんが、そのあたりどういう過去の経緯があったかなと私は個人的には気になったところなんですけど。趣旨はわかりますんで、ずっともう納屋として使っておられるということで、それはそれで今回法的にちゃんと現況に合わせた宅地にしようということで、問題はなかろうかと思います。

○蛭子会長 そしたら、隣地同意はどうでしょうか。

○宮本委員 要らないんでしたら、結構です。私は……。

○事務局 もともと横が倉庫で、もうそのときに宅地にしてしまってるんで、うちもそこまできつは言って、もともとが何もないところからやられるんならば……。

○蛭子会長 うんうん。

○事務局 ある程度隣地の同意は、災害があったらということでは……。

○宮本委員 いや、今言われたように、大東建託がやられたように、多分隣地同意もとって、それで境界も決められとると思うんですけど。

○事務局 はい、はい、それは決めてます。

○宮本委員 何でこんな話をするかという、たしか3月の農業委員会でスミさんのところが出てきたときに、三尺道の話が私が出したんですけど、たしか大東建託の中に農道をちゃんと境界を打って、今ここに言われている農地のところへ農作業に行く道を確保しますよという形で三尺道を残してますから。そういう意味で隣地同意はどうなんですかという質問をさせていただいたと、そういう経緯です。結構です。

○蛭子会長 それで、ほかには御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 なければ、議案どおりで処理すると。

○宮本委員 はい。

○蛭子会長 はい、そういうことで。

それでは、議案第4号のその他で、金井さんのほう。

○事務局 ありません。

○蛭子会長 そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それから、皆さんに前回か前々回か忘れちゃったけども、言っておりましたけども、1年がちょうど経過しました。1年間を経過して、議事録はなくして、農業委員会思いのたけを言いたい放題、おしゃべり的に雑談的にやってみたいなということで申しておりましたんで、日程の関係もあるんですが、できましたら来月、農業委員会終了後やりたいたいなというように思っております。場所をここでやるのか、お茶でも飲みながら交流といたしましょうか、その感じでやるのかということなんですが、農業委員会の後、また移動するのも面倒くさいといいましたら手間暇かかりますんで、石川さんのほうでは少しだけ話はしたんですが、どんなんでしょうか、都合は。

○石川委員 それはいつでもかまいません。

○蛭子会長 構いませんか。課長と金井さんのほうはどんなかな。

○事務局 うん、あの……。

○蛭子会長 場所変わっても。

○事務局 それ全体の話は全然大丈夫なんですけど、ひょっと何か僕も仕事の都合でいうんがあればというだけの話なんで……。

○蛭子会長 あとはもう、うん……。

○事務局 なければ全然、私は大丈夫ですから、はい。

○蛭子会長 ほやけ、農業委員会を香川短期大学ですと。そして、済んだ後お茶でも飲みながら思いのたけ話してもらおう。何でも構わん、一般のことでも構いませんけれども、雑談的になっても構いませんけれども、1年間振り返って話をしてみませんかということですか。いいですか。

○宮本委員 はい。

○蛭子会長 ありがとうございます。

そしたら、石川先生のほうは構んのなら9月20日。

○石川委員 20日というのは決まってるんですな。

○蛭子会長 土日やったらのけるけど、何曜日になるかな。

○事務局 19、ちょっと違う。

○蛭子会長 えっ。

○事務局 違う、8月、9月か。

○事務局 9月20日。

○宮本委員 木曜日や20日。

○大坂委員 うん。

○蛭子会長 木曜日。

○大坂委員 うん。

○宮本委員 平日です。

○谷川委員 平日。

○蛭子会長 平日。ほんなら、9月20日や、農業委員会は、次回。

○石川委員 でも、この前後は何もないみたいだからできるかな。

○蛭子会長 ありがとう。そしたら、それでお願いしたいと思います。

○事務局 木曜日で。

○蛭子会長 ほんなら、場所が変わりますんで、9月20日木曜日、時間は9時半、定刻ですけれども、香川短期大学、行ったらわかるんかな。

○石川委員 いや、いや、ちゃんと用意しておきます、わかるように。

○蛭子会長 ああ、そうですか。

○石川委員 はい。入り口入ったら、ここへ来てくださいというようにしておきますから。

○蛭子会長 ほいで、車は。

○石川委員 車はとまれますから。

○蛭子会長 わかりました。

そしたら、次回9月20日木曜日、香短でまず9時半からお願いします。

○石川委員 正門入られて、右手のほうに駐車場がありますんで、そこへとめていただいたら。

○蛭子会長 正門入って右。

ほな、課長、金井さん、お手数かけるけど、場所を変更して。

○事務局 はい。

○蛭子会長 それでは、下の車へ移動したいと思います。

本日の農業委員会、これをもって閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時01分 閉会